

## NPO等の絆力を活かした復興支援事業（情報収集・提供事業）企画提案募集要領

この要領は、国の「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領」に基づき、宮城県（以下「県」という。）が実施する「NPO等の絆力を活かした復興支援事業（情報収集・提供事業）」の業務委託に当たり、事業の企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託事業者を選定するため必要な事項を定める。

### 1 事業の趣旨

復興・被災者支援を行うNPO等が効果的に復興・被災者支援を行うための情報の収集や提供等を実施することで、復興・被災者支援を継続していくために必要となる絆力の強化を図ることを目的とする。

なお、本委託業務（以下「本業務」という。）は、国の「NPO等の「絆力（きずなりよく）」を活かした復興・被災者支援事業実施要領（以下「実施要領」という。）」中の復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化事業に位置付けて実施する。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業内容

事業の詳細は、NPO等の絆力を活かした復興支援事業（情報収集・提供事業）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### (2) 委託期間

契約締結日の翌日から令和2年3月30日まで

#### (3) 事業費（委託上限額）

この公募案件に係る事業費（委託上限額）は、3,052,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

なお、委託上限額は令和元年10月に税率が10%になることを前提とした金額であることに留意すること。

### 3 企画提案に応募できる事業者

#### (1) 応募の資格

業務に関する専門的な技術・人材等を有し、業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者とする。

#### (2) 応募の条件

次のすべての条件に該当する者のみ、応募することができる。

イ 中間支援組織などNPO等を支援する非営利団体であること。（法人格の有無は問わない。）

ロ 応募者は、原則として宮城県内に事務所を有している単独の法人その他の団体又は複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。（宮城県外に事務所を有する法人等がグループ構成員に加わり、宮城県内の法人等と連携して応募することは可能）

ハ グループで申し込む場合には、企画提案書の提出時に代表となる法人その他の団体（以

下「代表団体」という。)の名称を明記し、必ず代表団体が応募手続きを行うとともに対応窓口となること。

ニ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ホ 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行)別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

へ 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの。)に該当しない者。

ト 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの。)に該当しない者。

#### 4 スケジュール(予定)

- |   |                      |
|---|----------------------|
| (1) 企画提案募集に関する公告(宮城県環境生活部共同参画社会推進課のホームページへ掲載) | 令和元年9月27日(金)         |
| (2) 質問書提出期限                                   | 令和元年10月4日(金) 正午      |
| (3) 質問への回答                                    | 令和元年10月8日(火)         |
| (4) 企画提案書の提出期限                                | 令和元年10月11日(金) 午後5時まで |
| (5) 企画提案書のヒアリング・審査                            | 令和元年10月中旬            |
| (6) 受託予定者の決定                                  | 令和元年10月下旬            |

#### 5 質問及び回答

##### (1) 質問方法

別紙「NPO等の絆力を活かした復興支援事業(情報収集・提供事業)質問書」(様式第1号)により、電子メールで環境生活部共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班へ提出すること。

なお、電話や訪問等による質問は受け付けない。

##### (2) 提出期限

令和元年10月4日(金) 正午

##### (3) 回答方法

受け付けた質問等に対する回答は、共同参画社会推進課のホームページに順次まとめて掲載する。

なお、郵送やファクシミリ、電子メールによる回答は行わない。

#### 6 企画提案書の提出

##### (1) 提出期限

令和元年10月11日(金) 午後5時まで(必着)

##### (2) 提出方法

持参または郵送とする。

##### (3) 提出書類

- イ 企画提案提出書（様式第2号）：1部
- ロ 組織等に関する調書（様式第2号1）：1部  
グループで応募する場合のみ提出すること。
- ハ 企画提案書：7部（A4判，横書き，用紙方向は縦横自由とする。）  
企画提案書は，表紙を除き20ページ以内とする。
- ニ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号）：1部
- ホ 事業経費参考内訳書（様式第4号）：1部  
仕様書に基づき本事業に係る経費の参考内訳書を作成すること。ただし，本業務に係る事業費（委託上限額）は3,052,500円（消費税及び地方消費税を含む。）であり，この額を超えない範囲で積算すること。
- ヘ 役員名簿：1部
- ト 定款又は会則：1部
- チ その他，団体の活動状況等がわかる資料（ある場合のみ添付）：1部
- ※ ヘ～チについては，グループにより応募する場合には応募者となるすべての団体のものとする。

提出先

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班

## 7 企画提案の審査

### (1) プレゼンテーションの実施

企画提案書受領後，企画提案書記載内容等についてプレゼンテーションを実施する。

実施日：令和元年10月中旬

※ 時間，場所については，おって個別に通知する。

### (2) 審査及び受託予定者の選定

プレゼンテーション実施後，企画提案書の審査を行い，総得点の6割以上を獲得した者のうち，評価点が最も高い提案を行った者を受託予定者として選定する。評価点が同点の企画提案者が複数いる場合は，提出した見積書の金額が最も少額である者を受託予定者として選定する。

### (3) 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合も審査を行い，総得点の6割以上を獲得し，業務を適切に実施できると判断される場合は，受託予定者として選定する。提案者がない場合は，すみやかに取扱いについて協議し，当課ホームページ上で公表する。

### (4) 審査基準

審査基準は次のとおりとする。

- イ 企画提案内容が具体的であること。
- ロ 事業を実施することによる効果が期待されること。
- ハ 事業を適正かつ確実に実施する運営能力を有していること。
- ニ 事業の積算が妥当で提案内容と整合性がとれていること。

## 8 受託予定者選定後の取り扱い

### (1) 結果通知

審査結果は、審査終了後に個別に通知する。

なお、審査経過に関する質問には回答しない。また、提出書類は返却しない。

### (2) 結果の公表

審査終了後、全ての企画提案者の名称及び評価点等を公表する。

但し、受託予定者以外の企画提案者については、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

### (3) 仕様の変更

発注者は、発注者が特に必要と認めた場合は、受託者との協議により、仕様書の一部を変更することが出来るものとする。

### (4) 委託契約

発注者は、指名委員会の審議を経た上で、選定した受託予定者と仕様書に基づき予定価格の範囲内で見積もり合わせにより頭書の業務を委託する。

また、契約にあたっては、前金払いについて受託者と調整できるものとする。

なお、受託予定者が委託契約を辞退した場合においては、企画提案の審査が次点の評価を受けた企画提案者を受託予定者とする。

## 9 注意事項

### (1) 提案に要する経費負担

企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。

### (2) 秘密の厳守

提案者はいかなる場合においても提案等業務により知り得た事項及び付随する事項を第三者に開示又は漏えいしてはならない。

### (3) 企画提案の辞退

提出した提案を辞退する場合には、事前に文書（様式第5号）により連絡すること。

### (4) 契約内容の決定

発注者と受託者との契約内容は、企画提案された内容を踏まえ、両者の協議の上決定するものとする。

なお、協議が整わない場合には、受託者を変更することがある。

## 10 担当

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班

電話：022-211-2576, FAX：022-211-2392

E-mail：kyoshan@pref.miyagi.lg.jp